

## 普通公園内行為許可申請書

多久市長 様

申請者

住所	〒
名前	
電話番号	( )ー

多久市立普通公園条例第5条第1項の規定により、次のとおり多久市( )公園における行為の許可を申請します。

行為の種類	1 物品の販売その他これに類する行為。 2 募金、署名運動その他これらに類する行為。 3 業として写真、映画又はテレビジョンの撮影。 4 興業。 5 競技会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催し。 6 花火、バーベキュー等火気の使用。
行為の目的	
行為の期間	令和 年 月 日 時 分 ~ 令和 年 月 日 時 分
行為の場所	
使用する公園施設	なし ・ あり ( )
※ 多久市立普通公園条例施行規則第2条に定める事項	火気使用責任者: 火気使用時間: 使用人数: 人(テント 張り)

## ※ 多久市立普通公園条例施行規則第2条に定める事項とは。

- 物品の販売その他これに類する行為を行う場合は、販売品目、販売価格、販売時間及び販売面積
- 募金、署名運動その他これらに類する行為を行う場合は、活動時間及び活動人員
- 業として写真を撮影を行う場合には、営業時間又は撮影時間、料金及び投影機の台数
- 業として映画又はテレビジョンの撮影を行う場合には、撮影時間、所要時間、撮影のため使用する主な物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- 興行を行う場合には、興行時間、開催回数、収容予定人員、料金、使用する主な物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- 競技会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催しを行う場合には、開催時間、入場料金又は会費、参加予定人員、使用する主な物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
- 花火、バーベキュー等火気を使用する場合には、火気を使用する時間並びに現場責任者の住所及び氏名

提出方法

郵送 〒846-8501

佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1

FAX (0952)75-2757

MAIL [koen@city.taku.lg.jp](mailto:koen@city.taku.lg.jp)

都市計画課へ提出 平日8:30~17:15